

役員報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国フードバンク推進協議会（以下「当法人」という。）の定款の規定に基づき、当法人の役員（第22条、第23条で定義される）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤の理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない理事とは、それ以外の理事をいう。
- (3)常勤の監事とは、監事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない監事とは、それ以外の監事をいう。
- (4)報酬等とは、その名称の如何を問わず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称のいかんを問わず、また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の額、支払い方法)

第3条 理事に対する報酬等の額は、定款第26条に述べる通り、社員総会において定める。

2 監事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額を理事会の協議によって定め、社員総会にて承認を得る。

3 支払い方法は、設定した日時に指定された口座へ支払うこととする。

(賞与、退職慰労金等)

第4条 当法人は、役員に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

(費用)

第5条 役員及び評議員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。金額は当法人の旅費規程に準じる。

(改定)

第7条 この規程の改定は、総会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和3年12月24日から施行する。
(令和3年12月24日理事会決議)